

兵庫県下の景観上重要な建築物の現況と地域による利活用に関する研究

栗山 尚子^{1*}

¹ 工学研究科建築学専攻

キーワード：景観重要建築物，地域施設，兵庫県

本研究は、兵庫県下の自治体で景観条例に基づき指定されている景観上重要な建築物を対象に、基礎データの整理と分析を通して、景観重要建築物の特性を考察し、地域への公開性という役割が求められている景観重要建築物指定制度の今後の運用上の課題を提示することを目的とする。研究の方法は、210件の景観重要建築物に関する情報を整理しデータベースを作成し、データの集計・分析を行い、地域への公開が確認できた建築物の所有者へのヒアリングを実施した。景観重要建築物の指定の推移について、指定制度の運用後指定件数が増加しないタイプがあり、制度の運用が停滞している状況を明らかにした。景観重要建築物の現在の用途は約56%が住宅であり、地域への公開性を求めるのは困難である。また竣工時と現在の用途を比較すると、文化施設への用途変更が約40件と多くを占めている。竣工時に住宅であったものがそれ以外に用途変更し、地域への公開という役割を持つものはわずか20件であった。ヒアリング調査より、商家住宅は地域交流スペースへの用途変更に大きな抵抗感がないが、日々の維持管理の大変さと、建築物を維持し続けていくことについて、コストと担い手の点で不安があることを明らかにした。

1. 研究の背景と目的

自治体では、景観条例に基づき景観形成建築物や景観重要建築物等の名称で、景観上重要な建築物（景観重要建築物と今後記す）を指定する状況がみられる。しかし指定からの年月の経過により、相続や震災等で指定物件が消滅する、隣地が空き地となり、見えていなかった箇所が公道から見えるようになる、指定物件周辺の建築物は更新が進み、まちなみとしての調和が崩れる状態になる等、指定当時には想定していなかった景観上の課題が起こっている。また、修繕費の一部は自治体の助成金（補助金）が充てられていることから、市民への公開性を持つことが近年求められるようになり、一般住宅の景観重要建築物は公開が困難という課題がある。以上のように、景観重要建築物は、景観形成上重要な建築ストックとして、その地域の景観の価値を維持する役割と、地域住民に活用される地域拠点になりうるという役割があり、外観的な価値と利活用の価値の両方を併せ持つことが求められている。

本研究では、兵庫県下の景観重要建築物を対象とし、各自治体のホームページの景観部署のページより基礎データ（指定件数、竣工年代、竣工時と現在の建物用途等）を得て、その整理と分析を通して、景観重要建築物の現状における特性と、地域拠点として利活用されうる景観重要建築物の特性についての考察を行い、景観重要建築

物の指定制度の今後の運用上の課題を提示することを目的とする。本研究によって得られる知見は、景観重要建築物が地域住民に親しまれる地域拠点として活用され続けることにより、地域性に根付いた住宅地景観の形成に寄与できると考えている。

景観重要建築物に関する研究は大きく2つ挙げられ、景観重要建築物指定物件の保存・再生手法に関する事例報告¹⁾と、景観法施行後の「景観重要建築物」の全国的な運用実態と課題を明らかにしたもの²⁾である。景観法施行前から景観行政を展開してきた兵庫県下の景観重要建築物は多様であり、景観重要建築物の今後の維持及び地域での多様な活用の方針を示すことに寄与できると考えられ、本研究の独自性と位置づけられる。

2. 兵庫県下の景観重要建築物の状況

2.1 景観重要建築物の位置づけ

景観重要建築物は、景観条例で位置づけられており、市長により指定を受ける。指定する建築物の条件は、自治体によって異なる部分があるものの、主に以下の4つの条件のいずれかに該当する建築物等が指定される。

- (1) 周辺地域の良好な都市景観を特徴づけている建築物等
- (2) 歴史的又は建築的価値をもつ建築物等
- (3) 市民に親しまれ愛されている建築物等
- (4) 市長が都市景観の形成を図るために必要があると認

める建築物等。

兵庫県下の自治体で独自に景観条例を有している自治体は1県15市1町で、独自の景観重要建築物というメニューを位置づけているのは1県11市で、物件を指定している自治体は1県8市で、合計指定件数は216件である。このうち県条例と市条例の両方で重要な建築物と指定されている物件が6件存在する。兵庫県下で、法に基づく景観重要建造物を指定しているのは、伊丹市において2件のみである。以上より、今後の分析対象数は、210件とする⁽¹⁾(Table 1)。2.2以降、分析対象である景観重要建築物の基礎データ(指定件数、竣工年代、竣工時と現在の建物用途等)の整理と分析の結果及び考察を記す。

2.2 自治体別指定件数と指定の推移

自治体別の指定件数は、兵庫県67件、姫路市40件、宝塚市20件、神戸市19件、尼崎市17件、伊丹市17件(うち2件は景観法で設定された景観重要建造物)、明石市15件、西宮市12件、赤穂市9件である(Fig.1)。自治体の景観条例制定年を記す(Table 2)。

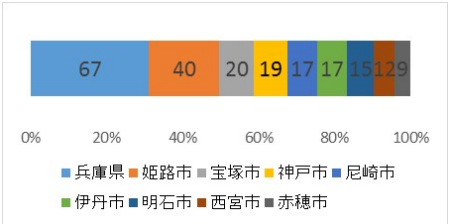


Fig.1 自治体別景観重要建築物等の指定件数

Table 2. 景観条例制定年

	条例制定年(西暦)	景観重要建築物指定制度の制定(条例で確認)
兵庫県	昭和60年(1985)	平成16年(2004)
姫路市	昭和62年(1987)	不明
宝塚市	昭和63年(1988)	不明
神戸市	昭和53年(1978)	平成2年(1990)
尼崎市	昭和59年(1984)	不明
伊丹市	昭和59年(1984)	不明
明石市	平成4年(1992)	不明
西宮市	昭和63年(1988)	不明
赤穂市	平成元年(1989)	不明

Table 1. 兵庫県下の景観条例と景観重要建築物等の件数

自治体名	景観条例名	条例に基づく重要建築物の名称	条例に基づく重要建築物の件数	法に基づく景観重要建造物の位置づけ*2	県条例の景観形成重要建造物等の指定件数*1
兵庫県	兵庫県景観の形成等に関する条例	景観形成重要建造物等	67 *1	A	—
姫路市	姫路市都市景観条例	都市景観重要建築物等	40	B	1
宝塚市	宝塚市都市景観条例	都市景観形成建築物等	20	B	3
神戸市	神戸市都市景観条例	景観形成重要建築物等	19	A	1
尼崎市	尼崎市都市美形成条例	都市美形成建築物等	17	B	3
伊丹市	伊丹市都市景観条例	都市景観形成建築物	15	B	0
		景観重要建造物(景観法)	2		
明石市	明石市都市景観条例	都市景観形成重要建築物等	15	C	2
西宮市	西宮市都市景観条例	都市景観形成建築物等	12	B	3
赤穂市	赤穂市都市景観の形成に関する条例	市街地景観重要建築物	9	C	1
川西市	川西市都市景観形成条例	景観建築物等	0	C	2
三田市	三田市景観条例	景観資源	0	B	2
加古川市	加古川市景観まちづくり条例	景観形成重要建造物等	0	C	1
芦屋市	芦屋市都市景観条例	なし	—	B	2
豊岡市	豊岡市景観条例	なし	—	B	2
朝来市	朝来市景観条例	なし	—	B	3
新温泉町	新温泉町景観形成条例	なし	—	C	2
篠山市	篠山市景観条例	なし	—	B	2
独自条例がない上記以外の市町*3	兵庫県景観の形成等に関する条例	景観形成重要建造物等	—	A	37 *3
総計			216		67
県条例・市条例の両方の指定している重複件数			6 *4		
本研究で扱う件数			210		

*1 本表右端の列は、兵庫県・景観形成重要建造物等の自治体別の内訳である。

*2 凡例

A: 法に基づく景観重要建造物の指定を独自条例で位置づけており、景観重要建造物は、県や市の独自条例に基づく重要建築物の指定物件にはならない(重複指定しない)と記載あり。
B: 法に基づく景観重要建造物の指定を独自条例で位置づけている。
C: 法に基づく景観重要建造物について、独自条例での位置づけはしていない。

*3 景観に関する独自条例がない市町における、県条例に基づく景観形成重要建造物の指定件数の内訳を示す。括弧内が指定物件数である。
猪名川町(1)、高砂市(2)、稲美町(1)、西脇市(2)、三木市(2)、小野市(1)、加西市(1)、神戸町(1)、市川町(1)、福崎町(2)、相生市(2)、たつの市(2)、宍粟市(3)、上郡町(1)、佐用町(3)、養父市(2)、丹波市(4)、洲本市(1)、南あわじ市(2)、淡路市(2)

*4 尼崎市1件(尼信記念館)、宝塚市2件(宝塚ホテル、高崎記念館)、西宮市3件(関西学院大学時計台・ランパス記念礼拝堂、武庫川女子大学甲子園会館(旧甲子園ホテル)、夙川カトリック教会)の計6件が重複物件である。

さらに、自治体の5年度別の指定件数の推移を分析する（Fig. 2）。指定の推移に4つの傾向がよみとれる。1つめの傾向は、兵庫県でみられるように、1回目の指定後に、指定件数を徐々に増やしているものである。これは、2004年（平成16年）に条例改正により景観形成重要建造物等の指定制度を盛り込んだ直後、積極的に制度を運用していると推測できる。2つめの傾向は、姫路市でみられるように、着実に指定件数を増やしているものである。1987年度の姫路市都市景観条例の制定後、着実に指定件数を増やしている。3つめの傾向は、積極的に指定をしている時期が2回あるもので、神戸市と西宮市でこの傾向を読み取ることができる。制度を運用し始めた直後に1回、最近5年間に再度指定件数の増加がみられる。4つめの傾向は、制度を運用し始めた頃は積極的な指定がみられたが、その後指定件数があまり増えず、横ばい傾向のものである。宝塚市・明石市・赤穂市は、ここ10年ほど横ばい、尼崎市・伊丹市は、ここ15年ほど横ばいの傾向である。ただし、伊丹市は景観法に基づく景観重要建造物の指定を、2007年に2件指定している。景観資源として保全すべき建築物を、最低限は指定し終えたという状況、もしくは指定制度の運用が停滞している状況と推測できる。

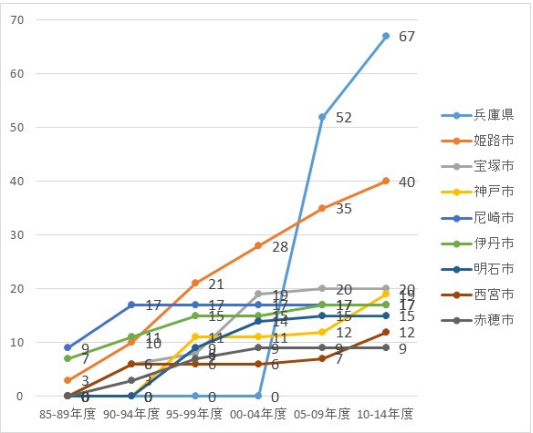


Fig.2 自治体別景観重要建築物等の指定時期の推移

2.3 指定物件の竣工年代

景観重要建築物210件の竣工年代は、江戸時代66件、明治時代54件、大正時代29件、昭和初期（戦前）42件である（Fig. 3）。国の登録有形文化財（建造物）物件が42件ある。戦後に竣工された建築物等が、景観重要建築物の指定を受けていないことが明らかとなった。

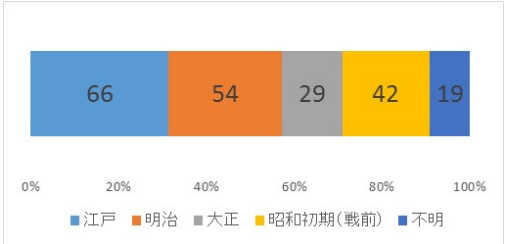


Fig.3 景観重要建築物等の竣工年代

2.4 指定物件の竣工時の用途と現在の用途

次に景観重要建築物の竣工時と現在の用途の分布を分析する。210件中、竣工当初に住宅であったものが約66%（139件）を占めていたが、現在、住宅の用途であるものが約56%（118件）に減少しており、住宅が他の用途に変更され活用される傾向があることが明らかとなった（Fig. 4）。

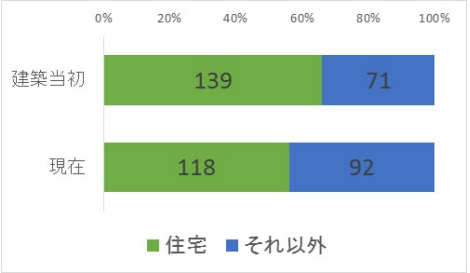


Fig.4 景観重要建築物等の住宅とそれ以外の件数変化

次に、建築当初と現在の用途分布を比較し、景観重要建築物の用途の傾向を明らかにする。本研究では、（一社）公共建築協会の施設分類³⁾を参考にし、用途の分類を以下の表のように設定した（Table 3）。

Table 3. 用途分類

住宅	住まい。
産業施設	宿泊施設（ホテル）、電話局等の情報通信施設、酒蔵、これらに付随する倉庫等。
事務施設	事務所、金融機関等。
教育施設	各種学校、学校に付随する施設等。
行政施設	庁舎、裁判所、公館、郵便局等。
文化施設	会議場（公会堂）、社会教育・研修施設（公民館、地区コミュニティ施設等）、図書館、美術館、博物館、資料館等。
宗教施設	神社、寺院、教会等。
商業施設	量販店、店舗、食堂等、物品の販売を目的とする施設。
その他	碑、樹木、橋等、上記の分類に含まれないもの。

住宅以外の用途を持つ景観重要建築物について、竣工時の施設件数と現在の施設件数の比較を行った。その結果、文化施設が現時点では急増している。文化施設の種類の、公民館、図書館やコミュニティ施設、資料館、郷土館、企業や財団所有の貸しスペース、地域まちづくり活動拠点、休憩所等多岐にわたっており、地域の人々の利用を可能とする用途へ変更となっていることが明らかとなった（Fig. 5）。

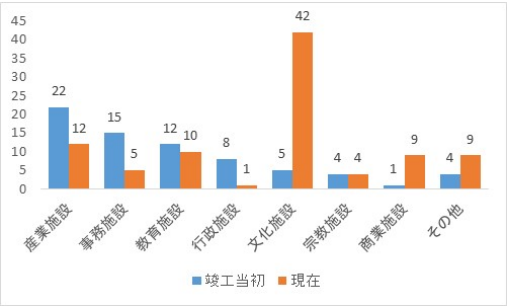


Fig.5 景観重要建築物の竣工時と現在の施設分類

次に、竣工時の用途と現在の用途の変更の有無を分析する（Fig. 6）。竣工時に住宅であった景観重要建築物139件のうち、119件は用途変更がなく、20件の用途変更があった。同様に各施設の用途変更の有無を分析すると、竣工時に事務施設（銀行、事務所等）であった景観重要建築物15件が、現在は3件が用途変更なし、12件が用途の変更がなされている。宗教施設と商業施設は、用途の変更がみられなかった。

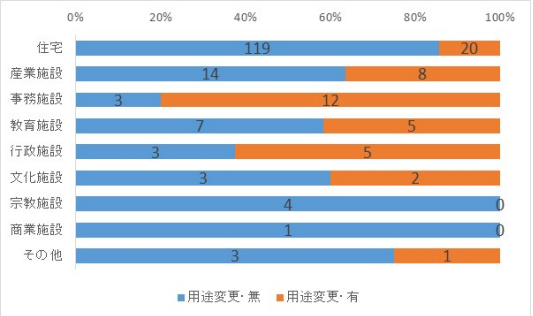


Fig.6 景観重要建築物等の竣工時の用途変更の有無

次に、用途変更があった景観重要建築物について、変更後の用途の内訳を分析する（Fig. 7）。用途の変更は、大半は文化施設への用途変更が占めている。用途の変更があった住宅20件のうち、2件は教育施設、18件は文化施設に用途が変更されている。産業施設は、住宅、教育施設、文化施設、商業施設への変更がみられる。事務施設は、用途変更前も後も事務施設だが、竣工時とは異なる業種の事務所に変更がなされている事例がみられた。

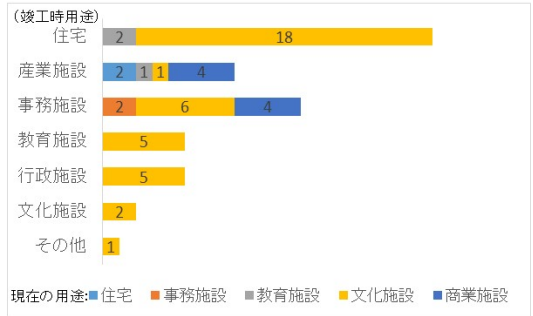


Fig.7 用途変更の内訳

3. 住宅から用途変更した景観重要建築物

3.1 住宅から用途変更した景観重要建築物のタイプ

一般住宅の景観重要建築物は公開が困難という課題について考察をするために、住宅から用途を変更し、現在地域住民に公開された施設へと変化した物件の特徴をとらえる。

住宅から教育施設に用途変更があったものが2件、住宅から文化施設へ変更があったものが18件である。2件は、西宮市の指定する松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）と、明石市が指定する大塩邸の2件である。松山大学温山記念会館は、昭和初期の近代洋風建築であり、

名前が示すとおり大学の施設として活用されており、一般の人々へは非公開の施設となっている。大塩邸は、明治期の町家が、現在は神戸学院大学地域研究センターにより、大学と地域との研究交流拠点として活用されている。

住宅から文化施設に用途の変更がなされた景観重要建築物を記す（Table 4）。地域活動の有無や貸しスペースの有無について、ホームページで確認できる範囲で確認をし、3タイプに分類することができた。タイプ1が、施設での地域活動が確認でき、地域への公開が確認できたものである。タイプ2が、地域の人々の利用を受け入れる貸しスペース事業を展開しているものである。タイプ3が、地域への貸しスペースはないが、特定の用途を有しており、施設の公開性を有しているものである。

Table 4.

住宅から文化施設へ用途変更された景観重要建築物

タイプ1：地域の人々に使われている状況が確認できたもの（7事例）。 川西市郷土館（旧平安家住宅）（川西市）、三田ほんまち交流館・縁（三田市）、生野まちづくり工房井筒屋（朝来市）、浜坂先人記念館以命亭（新温泉町）、西尾家住宅（篠山市）、旧来住家住宅（梅吉亭）（西脇市）、蘆田家住宅（古民家カフェgenten）（丹波市）。
タイプ2：地域への貸しスペースを有していることは確認できたもの（2事例）。 旧山本家住宅*（山本清記念財団会館）（西宮市）、静思館（旧富田邸）（猪名川町）。
タイプ3：地域への貸しスペースはなく、特定の用途を有しているもの（9事例）。 外国人技師住宅（旧図書館）ーダイセル異人館ー*（姫路市）、外国人技師住宅（クラブハウス）ーダイセル異人館ー*（姫路市）、香寺民族資料館（姫路市）、旧和田家住宅・宝塚市立歴史民俗資料館*（宝塚市）、高崎記念館※（宝塚市）、芦屋市立図書館打出分室・芦屋市立打出教育文化センター（芦屋市）、柳田國男生家（福岡町立柳田國男・松岡家記念館）（福岡町）、木彫展示館（旧板尾家住宅）（養父市）、生野書院（朝来市）、 *市条例による指定。※市条例・県条例の両方による指定。

タイプ1に該当する施設の使われ方は、展示ギャラリー、アトリエやミニコンサート等を実施可能とする多目的スペース、イベント会場、まちづくり拠点・地域活動拠点、観光案内施設、記念館等である。タイプ2の施設の使われ方は、財団会館内の部屋を展示スペースや文化教室として開放している、文化活動・交流活動の場である。タイプ3は、資料館、展示館、記念館、コミュニティスペースとして使われている。特にタイプ3は、市の施設、財団や企業の管理による施設になっているものが多い。

3.2 住宅からの用途変更の事例調査

ー三田ほんまち交流館・縁ー

住宅からの用途変更で、地域への公開を可能とした施設の経緯や地域との交流状況を把握するため、ヒアリング調査を実施した。事例対象は、三田ほんまち交流館・縁である。ヒアリング対象者は、施設の所有者であり運営者であり、N氏である。ヒアリング日時は、2015年3月19日の午後4時～6時である。ヒアリング項目は、施設の開設経緯、地域との関わり、建物の改修のポイントと維

持管理、運営上の課題等である。

建物概要：本建築物は、三田市本町通りのメインストリートである本町通りに立地している。木造2階建て、建築時期は明治期で、商家住宅であったものをリノベーションしたものである。建築面積は211㎡、延べ面積は277㎡である。地域への公開・非公開スペースをFig. 8に記す。1階の“みせの間”では、地域活動チラシや周辺マップ等の置き場、簡単な打合せが可能。“土間の間”には、ピアノ、机、イスがあり、ミニ講演会、ミニコンサート、講座、ギャラリー展示、打合せが可能。“土間の間”に隣接して、ミニキッチンと冷蔵庫あり。“畳の間”は6畳で、講座、勉強会、打合せが可能。2階の“屋根裏”は板の間であるため、床座の活動が可能。



※網掛け部分が、非公開エリア。
Fig.8 1階平面図



Fig.9 三田市本町通りからの見え方



Fig.10 ファサード写真

開設の経緯とこれまで：三田町史によると、明治20年代に同じ場所で商売をしていた記載がある。当時は味噌や

醤油の商いをしていたが、昭和初期に秤屋や電気機器の販売業に変更した。2000年ごろ関西学院大学が、本建築物の前に“ほんまちラボ”という施設を開設し、本町通り商店街の活性化に取り組んでいた。本建築物の所有者であるN氏は、建物を壊しての建て直しを考えていたが、当時の大学教員とその知り合いの建築士が本建築物を調査し、屋根裏にある大きな梁が立派なので、本建築物の改修を薦められた。所有者の妻が、三田市の市民活動推進プラザで勤務しており、当該建築士も地域活動に熱心であったこと、また秤屋という商売の売り上げが下降気味であったことという複数の状況が重なり、“交流館”という形態で、建物を改修することになった。改修費用は、当初予定より大幅に増えたため、関学学生や知り合いにボランティアで改修作業を手伝ってもらった。そして2005年（平成17年）7月23日に三田ほんまち交流館・縁としてオープンした。また、修景・改修工事に大学生が参加し古民家再生を行うとともに、居宅の一部を地域活動に利用可能なオープンな空間として開放するなど、まちの活性化に寄与している点が評価され、第9回（平成19年度・2007年度）の兵庫県・人間サイズのまちづくり賞（建築部門）を受賞している。2011年（平成23年）3月29日に、兵庫県の景観重要建造物等の第6次指定を受けた。景観重要建造物等の指定は、市の建設部門の担当者からの推薦があった。兵庫県の景観重要建造物等の指定制度を、指定を受けるまで知らなかったとのことである。現在は、本施設のすぐ近くに住宅があるため、ここに四六時中居住していない。施設を開設している時間は、プライベート空間にN氏の父がおり、N氏、N氏の妻の誰かが、施設の受付である“みせの間”にいるようにしている。

地域との関わり：三田市の観光ガイドが古民家の説明の際に当該建築物を用いて案内している、NPO法人が三田市本町通り周辺の歴史散策イベントで当該建築物を用いて案内している、三田市の夏祭りや冬のあきんど祭へ参加している、ファイナンシャルプランナー・行政書士による、相続・遺言等の無料相談会の月1回実施しているといった活動を通して、運用者として地域へ協力している。有料での公開スペースの使用状況は、教室の開催である。ヨガ教室を2階の板の間で週1回2時間、着付け教室を1階の畳の間で月2回・1回2時間、手織り教室を1階の土間の間で月2回・1回2時間である。イベント利用では、全館使用での手作り商品展示販売会を4月の2日間、土間の間を使用しての各種団体の打ち上げ会が年間3-4日、土間の間を使用しての音楽会の練習の使用が年間5-6日ある。

建物の改修のポイントと維持管理：改修時に考慮したことは、冬の寒さ対策を土間に念入りにすること、窓の断熱対策、照明に考慮したとのことである。しかし、やはり冬は寒いため、利用者には冬の利用時は寒いということは事前に説明しているとのことである。木造建築なので落ち着く、天井が高く気持ちがいい、声の響きがいい、子供の咳がおさまるといった感想を利用者からもらっている。維持管理に関しては、日頃の清掃は所有者が実施している。手の届かないところの照明器具の交換は、近

所の電気工事店に委託している。

運営上の課題：オープンしてから、1回の利用で最大120人も収容したことがある。現状の施設運営では、残念ながら採算はとれていない。特に施設の利用予約が入っていない時は、友人を招くなど、家族で楽しく使おうというスタンスである。

建築後約140年程度経過している貴重な建築物で、大空間と大きな梁を、所有者として魅力だと考えている。現在このような家を建築することは、現行の法規制や材料の取得を考えると簡単なことではないため、今後も維持し続けたいとは考えている。しかし、維持管理の大変さや後継者（息子世帯）が帰ってくる確証がないため、10年後も本施設が維持できるかは、所有者自身も確信はない。また、開館後10年が経過したので、照明器具の交換以外のメンテナンスも発生するだろうと思っている。

三田市には地域活動スペースの数が多く、なかなか本施設の活用件数を増やすことが難しい。駐車場の台数を数台確保しているものの、数十台を停めるスペースは本施設にはないため、駐車場施設が充実した地域活動スペースに地域住民は惹かれているようである。

維持管理費用を稼げるように、利用拡大PRや、ホームページの充実、“古民家”を全面にアピールした商品販売の拡大、イベントの独自開催等を進めたいと考えている。また、住宅を地域活動スペースとして公開することについては、抵抗感はなかったとのことである。所有者は定年退職まで企業で勤務しており、秤屋は父親の商売であった。秤屋を閉じて地域活動スペースに変更するという、“商売替え”の感覚であったという。

4. まとめ

以上の分析より、兵庫県下の景観重要建築物に関して得た知見は以下の通りである。

- ・景観重要建築物の指定の推移に4つの傾向がよみとれる。（1）指定制度制定後の指定件数の年々増加（兵庫県）。（2）長い年月をかけて、指定件数の着実な増加（姫路市）。（3）積極的に指定をしている時期が、指定制度運用直後に1回、最近5年間に1回の計2回存在（神戸市・西宮市）。（4）指定制度運用直後は指定件数が増えたが、その後横ばい状態（宝塚市・明石市・赤穂市・尼崎市・伊丹市）。景観資源として保全すべき建築物を、最低限は指定し終えたという状況、もしくは指定制度の運用が停滞している状況と推測できる。

- ・兵庫県下の景観重要建築物等210件に関して、現在は118件が住宅、92件がそれ以外の用途を占めており、半分以上が住宅である。

- ・竣工時の用途が事務施設や行政施設であった施設が、用途を変更する割合が高い。時代の変化や経済状況に応じて、事務施設や行政施設は、施設の用途変更を受けやすいという傾向が読み取れた。一方で宗教施設は、竣工時の用途から変更はなく、今後も用途を変更することなく存続する可能性が高いと考えられる。

- ・用途変更があった景観重要建築物の用途変更内訳をみると、文化施設への用途変更が多い。用途変更の件数が

多い住宅に着目すると、20件のうち18件が文化施設への用途変更である。

- ・ヒアリング調査を実施した、三田ほんまち交流館・縁は、商家住宅を地域交流スペースに用途変更した事例であった。施設の維持管理は確かに大変ではあるが、“商売替え”の感覚で、住宅を地域に公開することに関して大きな抵抗感は感じなかった。

今回の詳細のヒアリング調査対象は、元々商家住宅であったため、地域への公開はさほど大きな抵抗感がなかったというのが新たに得られた知見であった。景観重要建築物の指定の推移の4つの傾向のうち、4つめの傾向として挙げた、指定制度の運用直後に指定件数が増えていない自治体については、指定している住宅は、商家住宅ではなく、純粋な居住を目的とした住宅が大半を占めている。これらの住宅の内部の公開は困難だと考えられ、まち歩きルートに組み入れて、まち歩きイベントの時のみ敷地の内部（庭、玄関のみ）を公開するなどの、期間限定及び場所限定での公開が考えられるが、あくまで所有者の理解がなければ、実現は困難であると予想できる。

今後は、景観重要建築物の地域別特性（阪神間とそれ以外の地域の特性の違い、景観上重要な地区内の立地による施設活用の違い）や、地域に活用されている施設の特性（景観重要建築物指定後に公開した建築物の有無）、企業・財団・個人の所有者別の公開方法の特色、公開の度合い（事前予約での公開、常に公開など）、文化施設をさらに細かく分類した上で地域利用度の高い事例の特性等に着目し、本制度の効果及び有効性の評価を深めていきたいと考えている。

参考文献

1）照井春郎・羽生修二・田中和幸、昭和初期における商業建築の保存・再生方法について：埼玉県川越市都市景観重要建築物【太陽軒】を通して、日本建築学会技術報告集第20号、pp.353-358、2004年12月

2）齋藤晋佑・今村洋一・岡崎篤行、景観法に基づく景観重要建造物の全国的な運用実態と課題、日本建築学会技術報告集第17巻第35号、pp.345-348、2011年2月

3）一般社団法人公共建築協会、施設用途分類

<http://www.pbaweb.jp/files/PUBDIS/PUBDIS%E6%96%BD%E8%A8%AD%E7%94%A8%E9%80%94%E5%88%86%E9%A1%9E20120402.pdf>

2012年4月時点